

# 高齢者虐待対応専門職チーム設置に関する協定書

2016年6月21日協定

地域包括支援センター支援委員会

北海道弁護士会連合会（以下「甲」という。）と公益社団法人北海道社会福祉士会（以下「乙」という。）は、以下のとおり、協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律の目的に基づき、養護者による虐待防止に取り組む地方公共団体の業務を支援することにより、道民の権利利益に資することを目的とする。

（対象地域）

第2条 本協定の対象地域は、北海道全域とする。

（取組内容）

第3条 甲と乙の協働により、北海道高齢者虐待対応専門職チームを設置する。

（個人情報の保護）

第4条 甲及び乙は、本協定に基づき、知り得た個人情報については、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に開示若しくは漏洩してはならない。

2 甲及び乙は、知り得た個人情報を本協定以外の目的に利用してはならない。

（相互連携）

第5条 この協定に定める事項を円滑に推進するため、甲と乙は、各種情報交換を行うなど相互連携の強化に努めるものとする。

（有効期間）

第6条 この協定の有効期間は、協定締結日から1年間とし、有効期間満了までに甲又は乙から特段の意思表示がないときは1年間更新され、以降も同様とする。

（経費）

第7条 専門職チーム設置に関する経費は、必要に応じて甲乙協議のうえ、分担する。

(雑則)

第8条 この協定の実施に関しては、北海道高齢者虐待対応専門職チーム運営委員会規則の定めるところによる。

2 前項に定めるものの他必要な事項は、甲と乙が協議をして定める。

この協定成立の証として、本書2通を作成し、各々記名・押印して各1通これを保有する。

平成28年6月21日

甲 札幌市中央区北1条西10丁目 札幌弁護士会館7階

北海道弁護士会連合会

理事長 太田賢二

乙 札幌市中央区北2条西7丁目 かでる2・7 4階

公益社団法人北海道社会福祉士会

会長 高橋修一